

宮城県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく高齢者福祉復興推進事業に係る取扱基準

【 4 介護老人保健施設整備】

1 実施区域

宮城県の沿岸 14 市町（石巻市，塩竈市，気仙沼市，名取市，多賀城市，岩沼市，東松島市，亶理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，女川町，南三陸町）

2 特例措置の内容

当該事業実施区域内に既に開設又は新たに開設しようとする介護保険法第 8 条第 20 項に規定する介護老人保健施設であって，病院又は診療所との密接な連携を確保し，入所者に対する看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うと知事が認めるものに係る医師の配置基準については，当該介護老人保健施設の実情に応じた適当数とすることができること。

3 特例措置を受ける施設の基準

（ 1 ）人員に関する基準

病院又は診療所との密接な連携を確保して，入所者に対する看護，医学的な管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うと認められるときは，医師の配置を実情に応じた適当数とすることができることとし，当該特例措置の基準は次によるものとする。

なお，その他人員に関する基準については，介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号）（以下，「介護老人保健施設の基準」という。）に従うこと。

連携先の病院又は診療所との協定又は契約が締結され，当該病院又は診療所からの医師の派遣により日常的な健康管理等が確保されるものであること。

介護老人保健施設においては，常勤の医師が 1 人以上配置されていなければならないこととされているが，上記 の要件を満たす施設にあっては，必ずしも常勤の医師の配置は必要でないこと。したがって，複数の医師が勤務する形態であっても，それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えないこと。ただし，このうち 1 人は入所者全員の病状等を把握し，施設療養全体に責任を持つ医師としなければならないこと。

なお，それぞれの医師について，日々の勤務体制を明確に定めておくこととする。

（ 2 ）設備及び運営に関する基準

設備及び運営に関する基準については，介護老人保健施設の基準に従うこと。

（ 3 ）留意事項

なお，連携先の病院又は診療所については，次の点に留意すること。

連携先の病院又は診療所は，介護老人保健施設から自動車等による移動に要する時間が概ね 20 分以内の近距離にあること。

連携先の病院又は診療所が標榜している診療科名等からみて、病状急変等の事態に適切に対応できるものであること。

連携先の病院又は診療所に対しては、円滑な協力を得るため、あらかじめ書面で必要な事項を取り決めておくこと。

4 特例措置の適用を受けようとする場合の手続き

(1) 特例措置の適用の申請

特例措置の適用を受けようとする者は、介護保険法第94条の開設許可若しくは変更許可の申請又は同法第94条の2の許可の更新の申請に併せ、次に掲げる事項を記載した計画書(様式(介護老人保健施設整備))を県に提出すること。

特例措置を受けようとする介護老人保健施設の名称及び所在地

連携先の病院又は診療所の名称及び診療科名並びに当該連携先との具体的な連携内容(契約書等の写しを添付すること。)

入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話の実施に係る計画

配置する医師の氏名及び所属先並びに日々の勤務体制

施設療養全体に責任を持つ医師の氏名

(2) 特例措置の適用

県は、当該申請の内容を審査し、連携先の病院又は診療所との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的な管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うことができると認められる場合には特例措置を適用する。

5 特例措置の適用期間

適用承認日から平成29年3月31日までとする。

6 留意事項

(1) 介護報酬の取扱い

特例措置の適用を受ける施設に係る介護報酬の取扱い(介護保険と医療保険の給付調整の取扱いを含む。)については従前どおりの取扱いとする。

(2) 特例措置適用期間後の取扱い

従前どおりの基準による取扱いとする。

本事業の特例措置の適用期間満了までに、特例措置によらない医師の配置基準を満たす必要があること。

【参考】老健局高齢者支援課・老人保健課事務連絡

人員，設備及び運営に関する基準

1 人員に関する基準

病院又は診療所との密接な連携を確保して入所者に対する看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うと認められるときは，医師の配置を実情に応じた適当数とすることができること。その他人員に関する基準については，介護老人保健施設の基準に従うこと。

2 設備及び運営に関する基準

設備及び運営に関する基準については，介護老人保健施設の基準に従うこと。

なお，連携先の病院又は診療所については，次の点に留意するものとする。

- イ 連携先の病院又は診療所は，介護老人保健施設から自動車等による移送に要する時間がおおむね20分以内の近距離にあること。
- ロ 連携先の病院又は診療所が標榜している診療科名等からみて，病状急変等の事態に適切に対応できるものであること。
- ハ 連携先の病院又は診療所に対しては，入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため，あらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

報酬の取扱い

規制の特例措置の適用を受ける事業所及び施設に係る介護報酬の取扱い（介護保険と医療保険の給付調整の取扱いを含む。）については，従前どおりの取扱いとすること。

特例措置に伴い必要となる手続き

特例措置の適用を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した書類を，当該適用に係る事業所又は施設の所在地の道県知事又は市町村長に提出すること。

事業所又は施設の名称及び所在地

連携先の病院，診療所，介護老人保健施設又は介護老人福祉施設の名称及び診療科名（連携先が病院又は診療所の場合に限る。）並びに当該連携先との契約の内容

その他道県知事又は市町村長が必要と認める事項

様式（介護老人保健施設整備）

宮城県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく高齢者福祉復興推進事業（介護老人保健施設整備）の実施に係る医療機関等との連携等に関する計画書

- 1 特例措置を受けようとする介護老人保健施設の名称及び所在地
 - （１）名称
 - （２）所在地

- 2 連携先の病院又は診療所の名称及び診療科名並びに当該連携先との具体的な連携内容
契約書等の写しを添付すること

- 3 入所者に対する看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話の実施に係る計画

- 4 配置する医師の氏名及び所属先並びに日々の勤務体制
勤務体制表等を添付すること

- 5 施設療養全体に責任を持つ医師の氏名